

1 0 年 保 存

基 監 発 第 0601001 号  
平 成 21 年 6 月 1 日

秘	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無期限
平成 21 年 6 月 1 日 から 平成 31 年 5 月 31 日 まで	

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

最低賃金減額特例許可へ移行しない事業場に対する監督指導  
の実施について

平成 20 年 7 月 1 日に改正施行された最低賃金法（以下「法」という。）においては、改正前の法第 8 条に規定された最低賃金の適用除外許可（以下「除外許可」という。）制度は廃止され、法第 7 条に新たに最低賃金の減額の特例許可（以下「減額許可」という。）制度が設けられたところである。一方、法の施行の際現に除外許可を受けている労働者については、最低賃金法の一部を改正する法律附則第 2 条により、平成 21 年 6 月 30 日までの間、法第 4 条の規定は適用しないこと（以下「経過措置」という。）とされたところである。

改正法の施行後これまでの間、都道府県労働局（以下「局」という。）労働基準部賃金課室、労働基準監督署（以下「署」という。）を中心に、除外許可を受けている事業場（以下「除外許可事業場」という。）に対して減額許可申請を行うよう指導を行ってきたところであるが、

[Redacted text block]

なお、本通達については、勤労者生活部勤労者生活課と協議済みであること

を申し添える。

記

1 [Redacted]

(1) 対象事業場

[Redacted]

(2) 実施方法

[Redacted]

(3) 実施時期

[Redacted]

(4) 対象労働者に係る対応

[Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

エ [Redacted]

[Redacted]

オ [Redacted]

(5) 対象労働者以外の障害者に係る対応  
[Redacted]

■  
(6) 署長判決等

ア

イ

(7)

2 上記1以外の除外許可事業場に対する監督指導

(1) 対象事業場

(2) 実施方法

(3) 実施時期

(4) 対象労働者に係る対応

[REDACTED]

(5) 対象労働者以外の労働者に係る対応

[REDACTED]

(6) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 3 監督付表の作成等

(1) 署においては、本通達に基づく監督指導を実施した全事業場について、法第4条違反の有無にかかわらず、別添の最低賃金監督付表を作成し、各局労働基準部賃金課室に送付すること。

局労働基準部賃金課室においては、署から送付された監督付表を取りまとめ、第2四半期に監督指導を実施したものについては平成21年10月30日までに、第3四半期以降に実施したものについては別途指示する日までに、本省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課あて送付すること。

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

# 最低賃金監督付表

①事業場名			②監 督 署	署	
③業 種			④監督年月日又は 復命書整理番号		
⑤適用される 最低賃金	地域別最賃 ・ 特定最賃 ( 新産業別最賃 ・ 従来産業別最賃 )		⑥労働者数	男 女 計	人
⑦地域別 最低賃金	地域別最低賃金額未達の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうちパート(アルバイト) 人、障害者 人、外国人 人 (うち技能実習生 人)、派遣 人〕				
	法違反の態様: <input type="checkbox"/> 約定賃金が地域別最賃額未達(最賃4①②・労基24) ( 人) <input type="checkbox"/> 約定賃金が地域別最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額未達(最賃4①・労基24) ( 人)				
	約定賃金が地域別最低賃金額未達者の主な従事業務又は職名	約定賃金が地域別最低賃金額未達者の賃金の最低額			
男:			男: 時間額	円	
女:			女: 時間額	円	
⑧特定 最低賃金	特定最低賃金額未達の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうちパート(アルバイト) 人、障害者 人、外国人 人 (うち技能実習生 人)、派遣 人〕				
	法違反の態様: <input type="checkbox"/> 約定賃金が特定最賃額未達、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未達(最賃4①②・労基24) ( 人) <input type="checkbox"/> 約定賃金が特定最賃額未達、支払賃金額が地域別最賃額未達(最賃4①②・労基24) ( 人) <input type="checkbox"/> 約定賃金が特定最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未達(最賃4①・労基24) ( 人) <input type="checkbox"/> 約定賃金が特定最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額未達(最賃4①・労基24) ( 人)				
	約定賃金が特定最低賃金額未達者の主な従事業務又は職名	約定賃金が特定最低賃金額未達者の賃金の最低額			
男:			男: 日額・時間額	円	
女:			女: 日額・時間額	円	
⑨最低賃金に 対する認識	1. 適用される最低賃金額を知っている。 2. 最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。 3. 最低賃金が適用されることは知らなかった。				
⑩最低賃金額を支払っていない理由	1. 売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。 2. 賃金を時間額に換算して比較していなかった。 3. 最低賃金改定後に賃金改定をしていなかった。 4. 最低賃金の減額特例許可が未更新であった。 5. パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。 6. 労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。 7. 外国人には適用がないと思っていた。 8. 適用される最低賃金額を知らなかった。 9. その他 ( )				

(注) 1 本付表は、監督を実施したすべての事業場について作成すること。なお、最低賃金法第4条に係る違反がない場合は、⑦、⑧及び⑩への記入は不要であること。  
 2 ③欄には、労働基準局報告例規基準業種分類の小分類までを記入すること。  
 3 ⑤欄に、監督実施事業場に適用される最低賃金を○印で囲むこと。なお、適用される最低賃金が複数ある場合には、そのうち最も高い額の最低賃金を○印で囲むこと。  
 4 ⑥欄には、適用される最低賃金に関わりなく、当該事業場の全労働者数を記入すること。  
 5 ⑦欄は、地域別最低賃金のみが適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入すること。また、⑧欄は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入すること。なお、「法違反の態様」欄は、該当する項目すべてをチェックすること。  
 6 ⑨欄は、最低賃金に関する使用者の認識について、該当する番号を○印で囲むこと。  
 7 ⑩欄は、最低賃金を支払っていない理由について、該当する番号を○印で囲むこと(複数回答可)。